

農薬の飛散防止に細心の注意を！

● ● ● 残留農薬のポジティブリスト制度が導入されます。 ● ● ●

国内に流通する農産物等の安全性を確保するため、食品衛生法が改正され、農産物に対して、すべての農薬成分の**残留農薬基準**（対象外物質を除く）が設定されました。これまで基準値がなかった農薬成分と農産物との組み合わせの一部には、「人の健康を損なうおそれのない量」として、**極めて低い濃度の一
律基準(0.01ppm)**が定められました。

この制度は、平成18年5月29日から施行されますが、これまで同様、基準値を超過した農産物は違反食品となり、食品衛生法に基づき販売等が禁止されるとともに、回収命令等の措置が行われます。

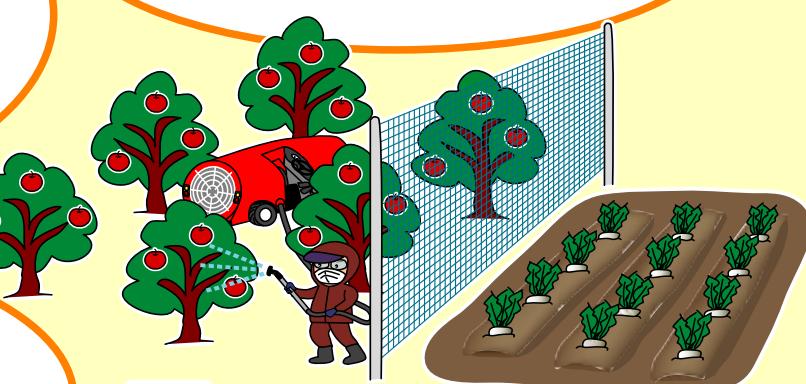
したがって、「**農薬の飛散（ドリフト）**」や「**防除器具等の不十分な洗浄**」などにより、思いもかけない農薬の残留が起きないよう、農薬の使用にあたっては、これまで以上に注意が必要です。

● ● ● 次の項目は、自分自身で心掛け、チェックして！ ● ● ●

化学農薬を低減できる栽培・防除体系を実践しましょう。

- 効果的・効率的で適正な防除を！
(福島県農業環境規範)
- 防除計画を立てましょう。
(うっかりミスを防ぐ！)
- 飛散しにくい使用方法・剤型、
適用作物が広い農薬を選択。

隣接して他の農作物が栽培されている場合、境界には目合いの細かいネット等の遮蔽物を設置しましょう。
(住宅地等に隣接する場合も同じ！)



農薬使用基準を遵守しましょう。

- 適用作物、希釈倍数または使用量、
使用時期、使用回数を遵守！
(有効成分の総使用回数には、とくに注意！)
- 使い慣れた農薬でも、ラベルをよく
読んで！（注意事項の再確認）

散布作業は、風のない時に！

- 風の強い時（秒速3m以上の風速）
は、散布作業を行わないようにしましょう。
(風速の目安：木の葉、稻の葉
がそよそよと絶えず動く状態)

散布終了後は、防除器具
(タンク、ホース等)を
十分に洗浄しましょう。



作業日誌に、使用した農薬の散布
実績を正確に記録しましょう。

散布方法を見直し、ほ場の隣接部や
外周部には細心の注意をはらいましょう。

- 飛散の少ないノズルを選びましょう。
- 適正な散布圧・風量、散布方向
の確認、散布量の低減。

農薬の飛散防止は、地域全体で話し合い 対策を考えておきましょう！

1 地域内で栽培されている農作物を確認しましょう。

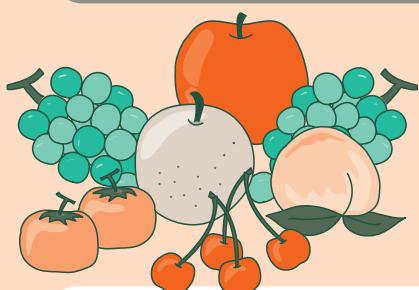
- 農作物の種類と収穫時期（栽培期間、露地・施設栽培等）
- 複数の異なる農作物が露地で栽培されている場合は、とくに注意！
- 果樹園から隣接する他の農作物へ農薬が飛散しないよう万全を期すこと。
- 航空防除実施の有無（水稻と隣接する露地作物の把握）。
- 同一施設内で輪作が行われている場合は、前作に使用した農薬（粒剤等）が次の農作物に残留するおそれあり。また、施設栽培では、露地栽培に比べて残留期間が長くなることも考慮！

2 農作物（食べる部分）の形態等によって農薬の残留量が異なります。

- 農薬が付着する表面積が大きく、軽い農作物（葉もの）は要注意。
ホウレンソウ、ネギ、ニラ、
シュンギク、ミツバ、サヤエン
ドウなど
- 可食部に直接農薬が被曝しない農作物は、農薬の飛散によるリスクは小さいが粒剤など土壤に処理される農薬の吸収には注意を！

3 生産者同士の連携を強化しましょう。

- 生産組織・出荷団体等で防除計画（防除暦）を検討し、すべての生産者に伝えて！
- 農薬使用にあたって、地域集落内でどんな危険性が想定されるか。生産組織・出荷団体等で話し合い、問題点を整理し、チェックシートや対策マニュアルを準備！
- 緩衝地帯を設けるなど、作付体系の見直し。
- 農薬を使用する際の連絡体制の確立。
- 収穫が始まったことを他の生産者に伝えて！



安全・安心な農産物の生産に、
みなさんの御協力をお願いします。



関連情報を一般に公開しています。下記のホームページを参考に！

- 農林水産省 消費・安全局 (<http://www.maff.go.jp/nouyaku/>)
- 独立行政法人 農薬検査所 (<http://www.acis.go.jp/searchF/vtllm000.html>)
- 社団法人 日本植物防疫協会 (<http://www.jppn.ne.jp/>)
- 社団法人 緑の安全推進協会 (<http://midori-kyokai.com/>)
- 農薬工業会 (<http://www.jcpa.or.jp/>)



問い合わせ先 農薬使用に関しては、下記の県関係機関にお問い合わせください。

経営支援領域循環型農業グループ	☎ (024-521-7342)	会津農林事務所 農業普及部	☎ (0242-29-5319)
県北農林事務所 農業普及部	☎ (024-521-7666)	// 喜多方農業普及所	☎ (0241-24-5744)
// 伊達農業普及所	☎ (024-575-3181)	// 会津坂下農業普及所	☎ (0242-83-2113)
// 安達農業普及所	☎ (0243-22-1127)	南会津農林事務所 農業普及部	☎ (0241-62-5264)
県中農林事務所 農業普及部	☎ (024-935-1310)	相双農林事務所 農業普及部	☎ (0244-26-1154)
// 田村農業普及所	☎ (0247-62-3113)	// 双葉農業普及所	☎ (0240-22-3159)
// 須賀川農業普及所	☎ (0248-75-2181)	いわき農林事務所 農業普及部	☎ (0246-24-6162)
県南農林事務所 農業普及部	☎ (0248-23-1563)	病害虫防除所	☎ (024-938-4242)